

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年10月17日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

個人番号カード交付事業費補助金交付要綱の一部改正により、個人番号カードの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことに伴い、補助対象となる再交付の理由に該当する場合の手数料を徴収しないこととするため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（個人番号カードの再交付手数料の特例）

- 5 別表第1第6項第2号の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、令和3年3月31日までに再交付する場合に限り、徴収しない。

別表第1第6項第2号を次のように改める。

- (2) 個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。）

1枚につき 800円

- ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。
イ 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したと。
ウ 国外転出により個人番号カードを返納したと。
エ 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p><u>(個人番号カードの再交付手数料の特例)</u></p> <p>5 <u>別表第1第6項第2号の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、令和3年3月31日までに再交付する場合に限り、徴収しない。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 個人番号カードの再交付手数料(次に掲げる理由による再交付を除く。) 1枚につき 800円</u></p> <p><u>ア 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。</u></p> <p><u>イ 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <p>1-5 (略)</p> <p>6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係手数料</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 個人番号カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなったとき又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外転出により返納したときの再交付を除く。) 1枚につき 800円</u></p>

ウ 国外転出により個人番号カードを返納したこと。

エ 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。

7-12 (略)

7-12 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

1 条例改正の趣旨

総務省は、個人番号カードの交付等を円滑に行うことにより、社会保障・税番号制度の導入を推進し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ることを目的として、個人番号カード交付事業費補助金交付要綱を運用しています。

本市では、その趣旨を踏まえ、秦野市手数料条例において、個人番号カードを再交付するときの手数料として、国庫補助対象となる場合を除き、1枚につき800円を徴収することを規定しています。

令和元年9月30日付けで国の要綱が一部改正され、個人番号カードの再交付事務における国庫補助の対象が拡大されたことに伴い、補助対象となる再交付の理由に該当する場合の手数料を徴収しないこととするため、条例の一部を改正するものです。

2 補助対象となる個人番号カードの再交付の理由に該当する場合（下線部は、条例改正により追加するもの）

- (1) 個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった場合（令和3年3月31日までの再交付に限る。）
- (2) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合
- (3) 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納した場合
- (4) 国外転出により個人番号カードを返納した場合
- (5) 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納した場合

3 施行期日

公布の日